

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル 7 階
神田合同税理士事務所
TEL 03 (3518) 2711(代)
FAX 03 (3518) 2712
携帯 090 (2212) 0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、クレジットカードを使って固定資産税や自動車税などの地方税を納めることができる自治体が広がっていますが、平成29年1月4日からは国税でもクレジットカードを使っての納付が可能となっています。そこで今回は、**国税をクレジットカードで納付する場合の手続き等について説明**したいと思います。

クレジットカード納付の概要

クレジットカード納付とは、**インターネット上でのクレジットカード支払の機能**（「国税クレジットカードお支払サイト」）を利用して、**国税庁長官が指定した納付受託者**（トヨタファイナンス株式会社）へ、**国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続き**です。平成29年1月4日から利用が可能となっております。

利用が可能な税金の種類等

利用が可能な税目（税金の種類）は、**全ての税目（国税30品目）**です。例えば、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税（連結納税を含む）、地方法人税（連結納税を含む）などです。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合などは、利用できないこともありますので注意してください。

利用可能額

1度の手続きにつき、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額です（決済手数料を含みます）。

利用可能なクレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD

利用可能時間

クレジットカード納付は夜間休日を問わず、**24時間いつでも利用可能です**（メンテナンス作業等で利用できない時間が生じる場合があります）。

利用に当たっての注意事項等

1 手数料

納付税額に応じた決済手数料がかかります。クレジットカード納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みになっています。このため、納付受託者が国に納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒れリスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることとなります。そのため利用者自身が決済手数料を負担する必要があります。

最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）が加算されます。また、分割払い・リボ払いの場合は、別途各カード会社の定める手数料が発生する場合があります。**（決済手数料は、国の収入になるものではありませんので、誤って納付手続きされた場合、還付等の対象にはなりません。）**

2 領収書

クレジットカード納付では領収書は発行されませんので、画面を印刷したり、メモを残したりしておくこと、**払い忘れや二重払いの防止になります。**領収書が必要な方は、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください（窓口ではクレジットカードによる納付はできません）。

3 その他

- (1) 「**国税クレジットカードお支払サイト**」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- (2) 納付手続きの完了後、その納付手続きにより納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- (3) **国税のクレジットカード納付はインターネット上のみ**の手続きであり、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、**クレジットカードによる納付はできません。**

- (4) クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
- (5) クレジットカード納付については、国税通則法により、納付手続きが完了した日をもって延滞税や利子税を計算することになっていきますので、**法定期限内にサイトにおいて納付手続きが完了していれば、クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合でも延滞税等は発生しません。**
- なお、法定納期限後にサイトでの納付手続きを行った場合には、延滞税等が発生することがあります。
- (6) クレジットカード納付は継続的な手続きではありませんので、**一度クレジットカード納付の手続きを行っても、次回以降もその都度納付手続きを行う必要があります。**

クレジットカードで支払うメリット・デメリット

1 支払時期を遅らせることができる

クレジットカード納付は、納付期限内に「国税クレジットカードお支払サイト」で手続きを完了していれば、クレジットカード利用代金の引き落とし日が後になっても問題ありません。

2 クレジットカードのポイントが貯まる

貯まったポイントを商品やマイルに変えて経費を節約することもできます。

3 クレジットカードによっては分割払いも可能

支払回数が増えると金利負担をしなければなりません。資金繰りに困っている場合は、こうした支払いができるということを知っていると賢く使えます。

なお、基本的には、法人クレジットカードは分割払いはできませんが、JCB法人カードは分割払いが可能とのことです。

4 手数料が必要

手数料が1万円あたり76円（税別）加算されますが、税込にすると82円ですので割合は0.82%になります。

この場合、手数料がかかったとしてもポイント還元率が0.82%以上のクレジットカードで支払えば損にはならないことになります。また、決算書を作成される方は、手数料は損金として経費にできますので、仮にポイント還元率が低いクレジットカードで支払ったとしても損はないと思われま

「秋のお彼岸」

暑さ寒さも彼岸までといわれるように、お彼岸を過ぎるとめっきり秋らしくなることが多くなります。



秋のお彼岸は、「秋分の日」を中日として前後3日間を合わせた合計7日間を指します。

お彼岸の期間はその年ごとに変わります。

「彼岸」本来の意味としては、煩悩を脱した悟りの境地のことを言います。三途の川を挟んで、私たちの住んでいる世界を此岸（しがん）といい、向こう側（仏様）の世界を彼岸（ひがん）というのです。

9月の税務と労務

- ・国税／8月分源泉所得税の納付 9月11日
- ・国税／7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、1月決算法人の中間申告 10月2日
- ・国税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 10月2日

10月の税務と労務

- ・国税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- ・国税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月16日
- ・国税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 10月31日
- ・国税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- ・国税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 10月31日
- ・地方税／個人の道府県民及び市町村民税の第三期分の納付

市町村の条例で定める日

- 労務／労働者死傷病報告（7月～9月分） 10月31日
- 労務／労災の年金受給者の定期報告 10月31日
- 労務／労働保険料第2期分の納付 10月31日